

～不法就労防止のために～

○ 不法就労となるのは、次の3つの場合です。

1 不法滞在者による労働

例) 密入国した人やオーバーステイの人が働くこと

2 出入国在留管理庁の許可のない労働

例) 観光や知人宅訪問の目的で入国した人が働くこと

例) 留学生が許可を受けずに働くこと

3 出入国在留管理庁の認める範囲を超えた労働

例) 料理店のコックとして働くことを認められた人が機械工場等で働くこと

CHECK ☑ 不法就労させたり、不法就労をあっせんした者

「不法就労助長罪」(3年以下の拘禁刑、300万円以下の罰金)

※ 外国人を雇用する際は、在留カード等により在留資格や在留期間を確認しましょう。

不法就労だと知らなかったことを理由に処罰を免れることはできません。

☑ 職業安定所へ外国人の雇用又は離職について届出をしなかったり、虚偽の届出をした者

「労働施策総合推進法違反」(30万円以下の罰金)



○ 外国人を雇用する際は在留カードを必ず確認しましょう。

確認しなきゃ

【在留カード 表面】

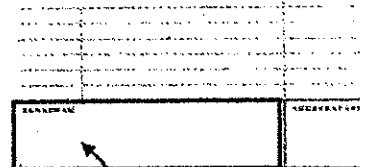
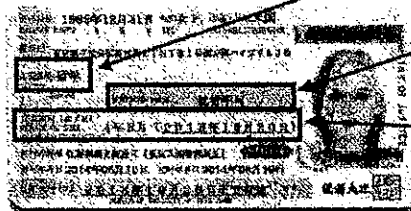
在留資格
→ 資格の確認

【在留カード 裏面】

就労制限の有無
→ 就労の可否を確認

在留期間(満了日)
→ 期間を確認

資格外活動許可欄
→ 内容の確認



POINT 近年は、精巧な偽変造旅券や偽造在留カード等の各種偽造証明書を行使するなどの不法入国者や、偽装結婚等により正規滞在者を装って滞在する偽装滞在者が増加しています。

外国人雇用や在留資格等に関する相談・問合せは、出入国在留管理庁又は最寄りの警察署にお願いします。

覚醒剤や大麻などの薬物乱用・密売への関与は絶対にやめましょう！！



覚醒剤、大麻、麻薬、危険ドラッグなどの薬物に関する情報提供や相談は、
長野県警察本部 組織犯罪対策課

代表電話 026-233-0110

又は長野県松本警察署・空港北交番までご連絡ください。

ダメ。ゼッタイ。





松本警察署

令和7年6月号

ピィじいさん



「電話でお金詐欺」撃退通信

長野県警察シンボルマスコット「ライポくん ライビィちゃん」

電話でお金詐欺防止キャラクター

詐欺被害者の **約9割** が 自分は騙されない とっていました…

令和6年中に長野県内で認知した電話でお金詐欺被害者224人のうち、協力得られた192人を対象に、詐欺に関する意識等についてアンケート形式で調査を実施したところ、以下のような課題が見えてきました。

○ 「自分は騙されないと思っていた」との回答が約9割

- その多くが「自分には関係ない」「見破れる自信があった」と無関心や過信が原因
- ◆ 誰もが被害に遭う可能性があるという危機意識を持ちましょう

○ 電話対策をせず、被害に遭っている被害者が7割以上

- 留守番電話設定等、何らかの電話対策を講じている方は3割以下でした。
- ◆ 留守電設定、ナンバーディスプレイ、国際電話利用休止申し込み等を活用し犯人から電話を受けない対策を徹底しましょう。

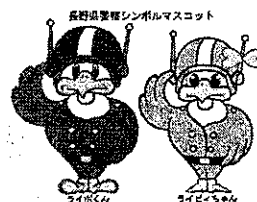


○ 「誰にも相談できなかった」が9割以上

- 被害前に誰かに相談した方は1割にも満たず、9割以上の方が相談することができませんでした。
- ◆ 一人で対応せず、必ず誰かに相談しましょう。少しでも不安なことがあれば警察に相談しましょう！

最新の手口や、発生状況を知り、詐欺を見破りましょう！
長野県警察安全・安心アプリ「ライポリス」では、最新の
詐欺被害発生状況や防犯対策を知ることができます！！

インストールはこちら→



松本警察署 0263-25-0110